

平成30年11月16日

平成30年度 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所指定について

1. 市外に住所を有する事業所の指定について

総合事業は白山市のサービスであり、平成30年4月1日以降の新たな事業所の指定については、当市に住所を有する事業所のみを指定していました。

今回、訪問介護相当サービス、訪問型サービスAについては、以下の要件のいずれにも該当する市外に住所を有する事業所についても、指定することとします。

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護又は白山市以外の市町で第1号訪問事業の指定を受けていること
- (2) 白山市にお住まいの方にサービスを提供できること。ただし、複数の方にサービスを提供できること

指定を希望される事業所については、指定申請前に当市のホームページに掲載する「平成30年度総合事業に関する事業者説明資料」等をご確認ください。

なお、指定年月日の少なくとも1ヶ月前までには、必要書類を添えて申請してください。

※通所介護相当サービス、通所型サービスAの新たな事業所指定については、今後とも当市に住所を有する事業所のみを指定する方針です。